

## 特定外来種・オオキンケイギクの繁殖実態



### 「特定外来生物」とは

外来生物法により、生態系などに被害を及ぼすものとして指定された生物です。

外来生物法では、特定外来生物に指定された生物を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則禁止しています。

※**罰則** これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

▲八幡洞からの水路沿いの様子。鳥羽川の繁殖状況についてはHP参照。



▲オオキンケイギクが道沿いに繁茂しています。住民意識、関心度、対応など、その地域の力が疑われ、地域のイメージも損なわれます。(R6. 5. 18)

▶オオキンケイギクをあえて外しての除草作業。  
(R6. 5. 18)

